

**福岡市下水処理施設における自家用電気工作物保安管理業務委託の
公募による見積合わせ参加要領**

令和7年2月10日

福岡市 道路下水道局
下水道施設部 施設調整課

福岡市自家用電気工作物保安管理業務委託について、以下のとおり見積合わせの参加者を公募します。

1 業務委託契約の概要

(1) 業務委託契約の件名、履行場所

別紙1のとおり(全2件)

(2) 業務委託契約の内容

自家用電気工作物の保安業務

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 参加資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を満たす法人又は個人でなければ、本件公募による見積合わせに参加することはできない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった見積合わせ等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。
- (3) 市税にかかる徴収金(市税及び延滞金等)を滞納していない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であつて、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)でないこと。
 - ① 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - ② 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に参与している者

- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑦ 暴力団及び①から⑥に定める者の依頼を受けて見積合わせに参加しようとする者
- (7) 公募日現在において福岡市内に本店、支店又はこれに準じる事業所を有すること。
- (8) 公募日から直近10年間で、次に示す要件をすべて満たす施設の自家用電気工作物保安管理業務を、地方公共団体（地方公共団体が下水道に係る委託業務を実施させることを目的として、単独または共同で出資し設立した公益法人その他の団体を含む）から直接受託した実績を有すること。
- ① 下水道法に基づく終末処理場、ポンプ施設又は河川管理施設等構造令に準拠する排水機場であること。
 - ② 設備容量が、別紙1の施設ごとの最大設備容量以上であること。
- (9) 24時間の保安管理体制を構築できる事業所が福岡市内にあり、停電等の重大な電気事故や故障の場合に本市から出向要請を受けた時は、30分以内に対象とする事業場（別紙1）へ到着できること。上記の対応にあたり、保安業務担当者が複数の事業場を兼任する場合には、その代理となる保安業務従事者が上記の時間内に各事業場へ到着できること。
- (10) 各事業場の電気工作物について、電気事故や異常が発生した場合は、昼夜を問わず24時間対応で応急措置をすること。又、台風、地震など災害の復旧は、電気事業者との連絡体制が構築され相互連携して協力し、必要に応じ特別点検を行えること。

3 参加申請の手続き

- (1) 関係書類等の配布期間、配布場所

本件見積合わせに参加しようとする者は、次のとおり配布する関係書類を受け取った上、(2)及び(3)に定めるところにより申請（以下「参加申請」という。）しなければならない。

① 配布期間

令和7年2月10日（月）から 令和7年2月20日（木）まで（閉庁日を除く。）の毎日、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）

② 配布場所

道路下水道局下水道施設部施設調整課

所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話 092-711-4516 担当 荒木

③ 配布書類

公募説明書のほか、参加申請書等の参加申請に必要な様式

(2) 参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和7年2月10日（月）から令和7年2月20日（木）まで（閉庁日を除く。）
の毎日、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）

② 提出場所

（1）②配布場所に同じ。

③ 提出方法

応募者は、「参加申請書」に業務委託契約の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

なお、複数の業務委託契約について「参加申請書」を提出する場合、参加申請書は、別紙1に示す契約ごとに提出すること。ただし、業務委託契約の履行に必要な要件を満たすことを証する書類については、内容が重複するものについては省略することができる。

(3) その他

- ① 参加申請書等提出時などの、口頭による問い合わせは受け付けない。質問については下記の手続きで書面により提出すること（手続き等の簡易なものは下記問い合わせ先へ連絡可）。

4 公募内容に関する質問の受付期間、受付場所、および回答期限

公募内容に関する質問等については、書面（様式自由）により行うことができる。

(1) 受付期間

令和7年2月10日（月）から令和7年2月14日（金）までの（閉庁日を除く。）
毎日、午前10時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）

(2) 受付場所

道路下水道局 下水道施設部 施設調整課
持参のみ（郵送または電送による提出は認めない）

(3) 回答予定日

令和7年2月26日（水）午前10時

(4) 回答方法

市ホームページ

5 審査結果の通知

- (1) 令和7年3月4日（火）に審査結果を参加申請書提出者に郵送するほか、市ホームページにて公表する。
- (2) 参加資格を満たさないとの審査結果の通知を受けたものは、参加資格を満たさないとされた理由について書面（様式自由）により説明を求めることができる。

- | | |
|--------|-----------------------------|
| ① 受付期間 | (1)の通知をした翌日から起算して7日を経過する日まで |
| ② 受付場所 | 道路下水道局 下水道施設部 施設調整課 |

6 見積合わせの実施

- (1) 審査の結果、参加資格を満たすことが確認された者に対して、改めて見積合わせの日時及び場所を指定して、見積を依頼する。
- (2) 本件見積合わせに係る予定価格の制限の範囲内で、見積金額が最低であった者を契約の相手方とする。
- (3) 前項に該当する者が2者以上あるときは、くじ引きにより契約の相手方を決定する。
- (4) 消費税及び地方消費税を加えた契約金額については、1円未満の端数を切り捨てるものとする。

7 次年度以降の再契約について

本件公募による見積合わせの結果、本件業務を受託した者については、業務を誠実に履行していると認められる場合に限り、履行期間終了後引き続き1年間の本件業務委託について再び契約の相手方として選定する予定とし、以後令和10年度まで同様の条件で契約の相手方として選定することができるものとする。ただし、各年度予算の成立を前提とする。また、再契約時の予定価格については、見積合わせ時の落札率を考慮して定める。

8 その他留意事項

- (1) 参加申請書類の作成、提出にかかる費用は応募者の負担とする。
- (2) 上の各項に定める提出期間又は受付期間を過ぎて提出された書類は一切受理しない。
- (3) 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の見積合わせを中止する場合がある。
- (4) 配布する契約書案等は参考であり、標準契約約款の変更に応じて変更することがある。

9 問い合わせ先

道路下水道局 下水道施設部 施設調整課
所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号
電話 092-711-4516

